

居住実績証明申請書

二本松市長 殿

次ページに記載の同意事項に同意の上、居住実績証明書の交付を申請します。

令和 年 月 日

申請者の現住所 (現在住んでいる所) ※公営住宅の 入居申込予定者	(現住所)					
	(アパート・マンション名)			(号室)		
	上記の住所に居住を開始した日			平成・令和 年 月 日		
	フリガナ			TEL	()	
氏名	印	緊急連絡先 ()				

* 固定電話または携帯電話が使用できない場合は、緊急連絡先に申請者に必ず連絡ができる方の電話番号を記入して下さい。

平成23年3月11日 における世帯の 住所又は居所 (当時住んでいた所)	(住所又は居所)					
	(アパート・マンション名)			(号室)		
平成23年3月11日 における世帯の 構成員 (申請者とともに公営住 宅に入居しようとする者 に○をつけること)	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
		本人				
※続柄は申請者からみた関係を記載し、申請者本人の場合は本人と記載してください。 ※婚姻・出生・養子縁組・死亡等によって世帯構成員に変更がある場合には、その者についても記載するとともに、その者の氏名を()で囲んでください。						

二本松市長 殿	委 任 状					
	令和 年 月 日					
	に、対象地域における居住実績証明書の請求について委任します。					
申請者 氏名				印		

上記申請者及び世帯(ただし、()で囲まれた者は、同世帯員とみなす)は、平成23年3月11日時点で、本市町村及び対象地域に居住していたものと認める。

令和 年 月 日

二本松市長 三保 恵一 印

同意事項

- 証明書発行に係る避難者資格の有無等の確認のため、本申請書の記載事項その他の住民情報等を利用し、当該個人情報に関係機関に提供、照会すること。また、避難状況等に関する調査のため、左記個人情報に関係行政機関に提出すること。
- 記載間違いや記載内容に不明確な点がある場合には、必要に応じ、申請者(代理人を含む。)に対して申請内容の確認を行うことがあること。
- 申請内容を確認する際、追加で書類の提出を求められることがあるとともに、申請者(代理人を含む。)に連絡がつかない等の場合は、当該申請が取り下げられたものとみなすこと。
- 虚偽その他不正な手段により(同意事項に反する場合など)証明書の発行を受けたことがわかった場合は、本証明書を返還すること。
- 正当な理由がある場合を除き、本証明書を重複して申請しないこと。
- 虚偽の申請の事実が発覚した場合、刑事罰の対象となりうること。
- 平成23年3月11日時点で住所又は居所が、対象地域内にあったこと。
- 本証明書の発行をもって、公営住宅への入居が認められたものではなく、また、必ず公営住宅への入居が認められるものとは限らないこと。入居が認められた場合には、所定の家賃が発生すること。

(添付書類)

フローチャートを参照の上、必要なものをご準備ください。

以下のAとBは全員必要です。

- A 申請者(委任を行う場合は委任者、以下同じ)の本人確認書類
- 有効期間内の運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的書面のコピー
(ただし、窓口で直接申請する場合は、窓口での掲示に代えることができます)
- B 切手を貼り、申請者が確実に受け取れる住所及び申請者名を記載した返信用封筒
(書類確認等で即時発行が出来ない場合もあることから、窓口申請でも必要です)

平成23年3月11日時点で、支援対象地域内の市町村に住民登録をしていましたか？
(平成23年3月11日における住民票は支援対象地域内の市町村にありましたか？)

はい

いいえ

平成23年3月11日以降に、
出生・養子縁組・婚姻・死亡
等により世帯構成員の変更
がありましたか？

いいえ

はい

AとBに加えて、以下の①と②の両方が必要です。

①平成23年3月11日時点の居所(生活実態)を確認する書面 (いずれか1通)

- 申請者又は申請者と同一世帯の者の氏名・住所が確認できる平成23年3月11日時点の住居の賃貸借契約書のコピー(平成23年3月11日が契約期間に含まれるもの)
- 申請者又は申請者と同一世帯の者の氏名・住所が確認できる平成23年3月11日時点の住居の公共料金(電気、水道、ガス、携帯電話等)の請求書のコピー(平成23年3月分が含まれるもの)
- 申請者に東京電力の自主的避難に係る損害賠償が支払われたことを証明できる書類(支払い通知のコピー等)
- 申請者と同一世帯の子どもの小学校・中学校等公的教育機関が発行した当該子どもに係る身分証明書・在学証明書等(平成23年3月11日時点において在学していたことがわかるもの)

②世帯構成員が、申請者と同居していたことを証明する書面

- 世帯全員の住民票の写し(本籍省略無し)及び戸籍謄本(抄本不可)
※発行から3ヶ月以内のものに限ります。

AとBに加えて、戸籍謄本(抄本不可)が必要です。
※発行から3ヶ月以内のものに限ります。

AとB以外の書類は不要です。